

## 琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運営事業者募集要項

琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」について、公募型プロポーザル方式により運営事業者の選定を行いますので、次のとおり提案を広く募集します。

### 1 業務の概要

(1) 名称

琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運營業務

(2) 内容

別添仕様書参照

(3) 運営期間

令和7年3月25日（火）から令和8年3月1日（日）まで

※ 別添仕様書を参照のうえ、上記の期間内から、カフェの営業を行う期間（以下「営業期間」という。）を提案すること（春・秋の観光シーズンに限っての営業も可）。

### 2 使用料

営業期間について、下記の最低使用料以上の使用料を提案すること。

最低使用料：日額2,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

ただし、営業期間が連続した1か月以上の期間に満たない場合は、その営業期間における最低使用料を日額3,200円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）とする。

※ 複数の営業期間を提案する場合は、それぞれの期間について使用料を提案すること。

※ 最低使用料以上の金額を固定額とし、固定額に売上歩合（%）を加えた金額を使用料として提案することも可とする。ただし、売上歩合（%）のみでの応募は不可とする。

※ 使用料は100円単位で提案すること。

※ 使用料に対する評価の考え方については、「琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運營業務に係る評価項目及び評価基準」を参照すること。

### 3 参加資格要件

本件プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、また、複数の事業者で構成される共同事業体としての本件プロポーザルへの参加を認めます。ただし、共同事業体による参加の場合は、この共同事業体を構成する全ての事業者が、本項に定める参加資格要件を満たす必要があります。

なお、プロポーザルによって受託者として選定された事業者（又は選定された共同事業体を構成する事業者）が契約締結日までに下記の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失したものと、契約を締結しません。

(1) 「令和6年度京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿（物品）」に登載されている者であること。ただし、上記に登載されていない場合でも、5(1)記載の各種証明書を提出する場合はその限りではありません。

- (2) 本件公表の日から、本市が受託候補者を通知する日までの間において、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 本業務の主旨を十分に理解したうえで、本業務を確実に実施できること。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 質問者  
本要項及び仕様書等について質問ができるのは、上記3の参加資格要件を満たしている者とする。
- (2) 質問受付期間  
令和7年2月27日（木）正午までとする。
- (3) 質問方法  
電子メールでの受付とし、本書末尾の宛先に問い合わせること（電話又は面談での質問は受け付けない。）。
- (4) 回答  
質問者に関する情報は伏せたうえで、令和7年3月3日（月）までに、京都市上下水道局ホームページに掲載する（個別には回答しない。）。

#### 5 応募書類

- (1) 提出資料

提出資料	説明	部数
提案書 (任意様式)	別添仕様書9(1)から(5)に定めた内容	6部
提案企業概要 (任意様式)	住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）、設立年月日、事業概要を記載すること。 また、上記の内容を記載している場合は、企業案内パンフレットの提出によって代えることができる。	6部
各種証明書 ※競争入札参加有資格者でない場合 (原本、応募日から3か月以内に発行されたもの。)	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本 (法人の場合のみ)	1部
	印鑑証明書	1部
	法人税又は所得税及び消費税の未納がないことを証する納税証明書	1部
	京都市の市民税及び固定資産税の未納がないことを証する納税証明書 ・ 法人にあつては、京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ。個人にあつては、京都市内に住民票がある場合又は京都市内に固定資産を所有する場合のみ。	1部

	調査同意書（水道料金・下水道使用料）（指定様式） ・ 京都市内に事業所等があり、当該事業所等の水道の使用者名義が応募者（共同事業体にあつては、その代表者又は構成員）名義の場合のみ。	1部
	京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書（指定様式）	1部

(2) 提出期限

令和7年3月6日（木）午後5時必着

※ 紙出力のうえ本書末尾の宛先に郵送または持参すること。

※ 持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）とする。

## 6 評価及び運営事業者の選定

提出された提案については以下のとおり評価を行い、運営事業者を選定する。

(1) 評価方法

ア 評価基準（別紙）に基づき採点し、評価者4名の合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得たものを運営事業者とする。ただし、基準点を400満点中240点とし、最高得点が基準点未満の場合は、当該事業者について、本業務を適切に履行する能力を有すると認められないと判断し、運営事業者として選定しない。

イ 最高得点の者が複数あるときは、収益性に係る評価点が最も高い者を運営事業者とする。同評価点と同じ場合は、事業性に係る評価点が最も高い者を運営事業者とする。以上によっても運営事業者を決定できない場合は、抽選により運営事業者を選定する。

ウ プロポーザル応募書類を提出した者が1者のみの場合、合計点数が基準点を超える場合のみ、当該応募者を運営事業者として選定する。

エ 運営事業者を選定できなかった場合は、再度公募を実施する。

(2) 評価者

評価者は以下の職員をもって構成する。

- ・ 上下水道局総務部総務課 総務課長
- ・ 同 広報担当課長
- ・ 同 広報企画係長
- ・ 同 協働推進係長

(3) 結果の通知

運営事業者に対して「選定通知書」により、選定されなかった者に対しては「非選定通知書」によりその旨を、令和7年3月中旬に通知する。

なお、評価結果についての異議は、一切認めないものとする。

(4) 評価結果の公表

評価結果については、参加した事業者及び評価点を、上下水道局ホームページにおいて公表する。

## 7 決定後の手続

- (1) 決定者は、京都市上下水道局公有財産及び物品規程に基づき、市有財産の使用許可等の手続を行うものとする。当局指定の様式による市有財産使用許可申請書等を提出すること。
- (2) 使用許可書発行後であっても、次の場合には、使用許可を取り消すことがある。  
なお、この場合、本市に損害が生じたときは、運営事業者に対し、その損害額を請求する。
  - ア 使用許可条件に違反したとき
  - イ 本市の数度に及ぶ是正指示に従わないとき
  - ウ 運営事業者の財政状態が悪化し、又は悪化するおそれがあるという相当の事由があるとき
  - エ 施設内の秩序を乱す行為があったとき
  - オ 実施内容が提案内容と大きく異なるとき

## 8 その他

- (1) 提出資料の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出資料は応募者に返却しない。
- (3) 事業の実施に当たっては、本市との協議により、提案内容に修正又は変更を行う場合がある。
- (4) 提案資料の作成のために必要な場合、琵琶湖疏水記念館の月別来館者数（過去5年間）及び令和5年4月～5月に運営した「そすいカフェ」の実績（利用者数、売上等）の情報を提供することも可。提供を依頼する場合、令和7年2月27日（木）正午までに、電子メールにて本書末尾の宛先に問い合わせること。ただし、本実績の情報を提案資料の作成以外の目的で利用することは認めない。
- (5) 提案資料の作成のために必要な場合、記念館の運営に影響がない範囲において「そすいカフェ」の現地確認を行うことも可。現地確認を行いたい場合、令和7年2月27日（木）正午までに、電子メールにて本書末尾の宛先に問い合わせること。

## 9 宛先・問合せ先

京都市上下水道局総務部総務課

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3（担当 神吉、安福）

電話：075-672-7709 FAX：075-682-2711

電子メール：s.koho@suido.city.kyoto.lg.jp

## 10 スケジュール（予定）

日程	内容
2月21日（金）～ 2月27日（木）正午	・質問受付期間 ・「そすいカフェ」の利用実績受付期間 ・現地見学会実施期間 ※すべてメールのみでの受付け
3月3日（月）まで	質問に対する回答（ホームページ）
2月21日（金）～ 3月6日（木）午後5時必着	応募申込受付期間
3月中旬頃	事業候補者の選考、決定、公表
契約締結後	店舗の準備

琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運營業務に係る  
評価項目及び評価基準

各評価項目について、以下の5段階にて評価を行う。ただし、提案使用料については計算式にて評価を行う。

- A 具体的かつ独自の工夫が見られ、高い効果が見込まれるもの・・・・・・配点の100%  
 B 具体的かつ独自の工夫が見られ、やや高い効果が見込まれるもの・・・・・・配点の80%  
 C 具体的かつ独自の工夫が見られ、効果が見込まれるもの・・・・・・配点の60%  
 D 具体的かつ独自の工夫が見られ、若干の効果が見込まれるもの・・・・・・配点の40%  
 E 具体的な工夫が見られない又は効果が見込まれないもの・・・・・・配点の20%

項目区分	評価項目	配点	評価の視点
信頼性 (20点)	人員配置・業務行程の妥当性	5	・人員配置・業務行程等は妥当であるか
	過去の関連事業実績	10	・過去に同種・類似の事業を実施したことがあり、業務遂行に必要な実績・ノウハウを有しているか
	市内での事業実績	5	・京都市内における本社又は事業所・店舗等の有無
収益性 (40点)	使用料の総額	20	・使用料の総額に対して下記の計算式を基に評価
	収支計画	20	・営業期間、収支見込・資金計画内容、収支計画の妥当性、収益性の高さ等
事業性 (40点)	事業の適性	20	・事業内容がテナント区画の規模に合っているか ・実効性のある提案となっているか等
	創意工夫	20	・下記のような創意工夫があるか ○ 集客力を高める取組 ○ 魅力的なメニュー ○ カフェ利用者へのマナー啓発等
合計点		100	

<収益性（使用料）の評価>

提案のあった使用料の総額（1日あたりの使用料×営業日数）が最高価格である場合は20点とする。それ以外の場合は、最高価格をX、評価対象の使用料の総額をYとし、以下の計算式により評価（小数点第2位を四捨五入）。

$$Y \text{ の評価点数} = 20 \times (Y \div X)$$

※ 売上歩合による使用料の提案があった場合は、固定額に加えて、期間中の日額の売上を5万円と仮定し算出された金額を合算したうえで評価する。